

○厚生労働省
環境省
経済産業省
告示第二号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第十一条の規定に基づき次に名称を掲げる優先評価化学物質の指定を取り消すとともに公示する。

平成二十八年三月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

経済産業大臣 林 幹雄

環境大臣 大塚 珠代

通し番号 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第11条の規定に基づ 官報整理番号
き指定を取り消す優先評価化学物質の名称

20 1, 2-エポキシプロパン（別名酸化プロピレン） (2) - 219

33 アクリル酸 *n*-ブチル (2) - 989